

## 放課後等デイサービスとは？

株式会社ぱんきっず ぱんきっず/ぱんでい

Q1	放課後等デイサービスとは何ですか？	A1	障害のある就学児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進する為の福祉サービスです。児童福祉法に定められた全国共通の制度として、都道府県、中核都市の指定を受けた放課後等デイサービス事業所が運営します。
Q2	受けられる福祉サービスの内容はどうなっていますか？	A2	放課後等デイサービスガイドラインにおいて、個別支援計画に基づき、①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供、の4つの活動を組み合わせて支援を行うことが求められています。なお、具体的なサービス内容は、各事業所により異なります。
Q3	日中一時支援とは何が違いますか？	A3	放課後等デイサービスは、個別支援計画に基づき子どもの発達支援を行うことが目的です。日中一時支援(障害児)は、障害児を一時的に預かることにより、日中における活動の場を提供し、家族等の就労の機会や一時的な休息等を確保することが目的です。なお、日中一時支援は市町村が運営する地域生活支援事業の一部であり、各市町村により内容に違いがあります。
Q4	放課後等デイサービス事業所はどこにありますか？	A4	福知山市においては、弊社が運営する「ぱんきっず」、「ぱんでい」の他、「すきっぷ」((社福)福知山学園)、「うん・ぱっぱ」((特非)BGM福祉サービス)、「くりのみ園」(福知山市)、「ぽかぽか」((同)すぱーく)があります。また福知山市以外の自治体で開所されている事業所でも、その事業所のサービス提供エリアであれば利用できます。
Q5	事業所の広さや設備はどうなっていますか？	A5	法律で、訓練に必要な機械・器具等を備えた指導訓練室を設置することが求められています。指導訓練室の広さは、児童1人あたり2.47㎡以上(2畳弱)とすることと定められています。また、支援の提供に必要な設備や備品等を備えることも定められています。
Q6	事業所のバリアフリーはどうなっていますか？	A6	京都府では、「福祉のまちづくり条例」に適合していることが求められます。既存建物を改修する場合でも、可能な限り適応することが求められます。
Q7	事業所の定員はどうなっていますか？	A7	定員は10人以上とすることとなっています。やむを得ない場合を除き、定員を超えて受け入れることはできません。
Q8	事業所のスタッフはどうなっていますか？	A8	事業所には、管理者、児童発達支援管理責任者、指導員をそれぞれ配置する必要があります。なお、児童発達支援管理責任者は、管理者との兼務が認められています。
Q9	管理者はどのような仕事をしますか？	A9	管理者は運営状況の全体を把握し事業を円滑に進めることが役割です。事業所につき、1人以上の配置が求められています。
Q10	児童発達支援管理責任者はどのような仕事をしますか？	A10	児童発達支援管理責任者は、子どもと保護者のニーズを適切に把握し、個別支援計画を作成し、その計画に基づいた支援を行うように調整し、評価、修正することが役割です。児童発達支援管理責任者として任用されるには、5年以上の実務経験等と研修修了が必須要件となっており、事業所毎に1人以上の常勤スタッフの配置が必須となっています。
Q11	指導員はどのような仕事をしますか？	A11	指導員は、個別支援計画に基づいて、子どもの心身の状況に応じて、適切な技術を持って支援を行うことが役割です。指導員として任用されるには、保育士または児童指導員の資格、または2年以上の障害福祉サービス経験が必要です。また、定員10人の場合は、2人以上の配置(内1人は常勤であること)が必須です。
Q12	児童指導員とはどのような資格ですか？	A12	児童指導員とは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格保有者、大学で社会福祉学等を専修する学科を卒業した者、教諭資格の保有者、児童福祉事業に2年以上従事した者、等に与えられる任用資格です。

Q13	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師といった専門職の配置はどうなっていますか？	A13	これらの専門職の配置は必須要件とはなっていません。事業所の任意配置となります。
Q14	資格が無い指導員が支援をしていてもいいのですか？	A14	保育士や児童指導員等の資格が無くても、指導員として支援することは認められています。但し、Q11に記載している必須の人員配置としてカウントすることはできません。
Q15	放課後等デイサービスの開所日、開所時間はどうなっていますか？	A15	放課後等デイサービス事業所の開所日や開所時間は、各事業所が任意に定めることができます。
Q16	放課後等デイサービスを利用するには何が必要ですか？	A16	市役所で、通所受給者証を発行してもらう必要があります。発行に際しては、障害児相談支援事業所に、障害児支援利用計画を作成してもらう必要があります。
Q17	障害児相談支援事業所とは何ですか？	A17	障害児相談支援事業所とは、日常生活全般にわたる相談の他、障害児支援利用計画の作成及び評価、また継続的なモニタリングを行う事業所です。
Q18	障害児相談支援事業所はどこにありますか？	A18	福知山市においては、「てくてく」((社福)福知山学園)、「ふきのとう」((社福)ふくちやま福祉会)、「くりのみ園」(福知山市)、「福知山市聴覚言語障害センター」((社福)京都聴覚言語障害者福祉協会)、「つゆくさ」(個人)があります。
Q19	放課後等デイサービスは毎日利用できますか？	A19	毎日利用する旨の障害児支援利用計画が作成された場合には、支給日数が最大限(原則23日が最大)になります。
Q20	複数の放課後等デイサービス事業所を利用できますか？	A20	複数の事業所を利用する旨の障害児支援利用計画が作成された場合には、複数の事業所を利用できます。
Q21	放課後等デイサービス事業所を選べますか？	A21	利用する事業所は自由に選択することができます。希望がある場合には、障害児相談支援事業所に申し出てください。なお、放課後等デイサービス事業所の定員に空きが無い場合など、希望しても利用できないケースもあります。
Q22	障害児支援利用計画とは何ですか？	A22	障害児支援利用計画とは、福祉サービス(放課後等デイサービス以外の福祉サービスも含みます。)を利用する子どもを支援するための総合計画です。障害児相談支援事業所が作成します。
Q23	個別支援計画とは何ですか？	A23	個別支援計画は、放課後等デイサービスを利用する子どもに対して、そのニーズに対応して適切な支援を行うための計画です。放課後等デイサービス事業所が障害児相談支援利用計画に基づいて作成します。
Q24	利用料はどのようにして決まるのですか？	A24	利用料は、基本料金と各種加算の合計額になります。基本料金は、平常時と長期休暇時で金額が異なります。加算は、事業所の人員配置体制や実施サービスで決定します。一般的な加算としては、専門職配置加算、加配配置加算、送迎加算、欠席加算等があります。詳細は、重要事項説明書に記載される他、毎月の請求明細にも記載することになっています。
Q25	個人負担はどうなっていますか？	A25	利用料は、利用者が1割を負担し、9割を自治体が負担することが原則です。利用者負担は、世帯所得により月額上限額が定められています。非課税世帯は0円、概ね世帯収入が890万円までは4,600円、890万円以上は37,200円となっています。
Q26	実費負担って何ですか？	A26	利用料の対象外となるサービスに係る費用は、利用者の個人負担になります。具体的には、おやつ代、食事代、入園料、交通費、創作の材料費等があります。